



【厚生年金基金】 年金経理から業務経理への 繰入れの特例等に関する通知発出

本日、標記に関する通知が発出されましたので、ご案内いたします（発出は2月26日付）。

【通知】

- ・ [年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱い等について](#)

なお、1月5日のPENSION NEWS等（※）においてご案内の通り、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。本改正の内容は、これまでにPENSION NEWSでご案内した内容から変更ありません。

（※）本件に関連した過去のPENSION NEWS

- ・ [年金経理から業務経理への繰入特例措置延長に関するパブリックコメント募集](#)（1月5日）
- ・ [年金経理から業務経理への繰入特例措置延長等に関するパブリックコメント募集（続報）](#)（1月8日）
- ・ [年金経理から業務経理への繰入特例措置延長等に関するパブリックコメント募集（続報②）](#)（1月19日）

1. 年金経理から業務経理への繰入れの特例について

年金経理から業務経理への繰入れについては、原則として、決算上で剰余が生じている場合に、剰余金の範囲内で行うことができます。しかし、平成21年度末までの間、特定の事務に必要な経費に充てる場合に限り、上記の基準を満たしていない場合でも、特例的に繰入れを行うことができるとされていました。

今般、本特例の期間を平成23年度末まで延長することと、繰入れの要件等を緩和することが示されました。

（1）繰入れの用途

本特例による年金経理から業務経理への繰入れについては、以下に掲げる用途のために、平成22年度または平成23年度に支出する経費に充てる場合に限り行うことができます。

- ・ 国の保有する厚生年金保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合わせ
- ・ 加入員等に対する記録等の提供
- ・ 裁定請求の勧奨及び住所管理

（続く）

(2) 繰入れのできる基金

平成23年度決算の時点で掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うことについて、あらかじめ代議員会で議決している基金

(3) 繰入れの限度額

限度額は設けない。

(4) 繰入れに係る手続き

前事業年度の3月末日までに申請すること。ただし、予算変更により繰入れを行う場合は、随時申請すること。

2. I型基金における機械処理経費等の手当て

年金経理における損益計算書に勘定科目「機械処理経費等」を設け、当該勘定科目により、I型基金が委託可能な業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することが可能となりました。

適用時期は平成22年度からとなります。

なお、平成22年度における予算書の作成方法については、[1月19日のPENESION NEWS](#)をご参考ください。

以上